

枚方市条例第 11 号

枚方市建築行政事務手数料条例及び枚方市建築基準法関係事務条例の一部を改正する条例

(枚方市建築行政事務手数料条例の一部改正)

第 1 条 枚方市建築行政事務手数料条例（平成29年枚方市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 の 1 の項の表 2 の項中

「

その他のもの	200平方メートル未満のもの	41,400円
	200平方メートル以上のもの	46,000円

を

」

「

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	22,400円
		200平方メートル以上のもの	23,900円
	その他のもの	200平方メートル未満のもの	41,400円
		200平方メートル以上のもの	46,000円

に改め、同表 3 の項中

」

「

その他のもの	300平方メートル未満のもの	81,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	225,600円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	322,400円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	632,400円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,116,900円
	50,000平方メートル以上のもの	2,050,900円

を

」

「

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	39,900円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,300円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,900円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,100円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,800円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	554,600円
		50,000平方メートル以上のもの	971,100円
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	81,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	225,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	322,400円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	632,400円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,116,900円
		50,000平方メートル以上のもの	2,050,900円

に改め、同表備考1中

」

「評価手法をいい」の次に「、「誘導仕様基準」とは建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年 経済産業省 令第1号）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいい」を加え、別表第5の5の項の表2の項中

「

その他のもの	200平方メートル未満のもの	21,300円
	200平方メートル以上のもの	23,600円

を

」

「

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	11,800円
		200平方メートル以上のもの	12,600円
	その他のもの	200平方メートル未満のもの	21,300円
		200平方メートル以上のもの	23,600円

に改め、同表3の項中

」

その他のもの	300平方メートル未満のもの	41,100円	を
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,400円	
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	113,500円	
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	161,900円	
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	317,000円	
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	559,600円	
	50,000平方メートル以上のもの	1,027,100円	

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	20,600円	に改める。
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	34,300円	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	60,600円	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,800円	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,100円	
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	278,400円	
		50,000平方メートル以上のもの	487,100円	
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	41,100円	
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,400円	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	113,500円	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	161,900円	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	317,000円	
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	559,600円	
		50,000平方メートル以上のもの	1,027,100円	

別表第6の1の項の表備考1中「(平成28年^{経済産業省}国土交通省^令第1号)」を削り、別表第6の4の項の表2の項中

その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,100円	を
	200平方メートル以上のもの	43,700円	

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	20,100円	に改め、同表3の項中
		200平方メートル以上のもの	21,600円	
	その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,100円	
		200平方メートル以上のもの	43,700円	

その他のもの	300平方メートル未満のもの	78,700円	を
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	131,200円	
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	223,400円	
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	320,100円	
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	630,100円	
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,114,700円	
	50,000平方メートル以上のもの	2,048,600円	

「

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	37,600円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	65,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	117,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	177,800円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	326,500円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	552,300円
		50,000平方メートル以上のもの	968,800円
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	78,700円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	131,200円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	223,400円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	320,100円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	630,100円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,114,700円
		50,000平方メートル以上のもの	2,048,600円

に改め、同表備考1中

」

「住宅をいい」の次に「、「誘導仕様基準」とは同令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいい」を加え、別表第6の5の項第1号の表2の項中

「

その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,100円
	200平方メートル以上のもの	43,700円

を

」

「

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	20,100円
		200平方メートル以上のもの	21,600円
	その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,100円
		200平方メートル以上のもの	43,700円

に改め、同表3の項中

」

「

その他のもの	300平方メートル未満のもの	78,700円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	131,200円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	223,400円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	320,100円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	630,100円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,114,700円
	50,000平方メートル以上のもの	2,048,600円

を

」

「

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	37,600円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	65,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	117,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	177,800円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	326,500円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	552,300円
		50,000平方メートル以上のもの	968,800円
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	78,700円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	131,200円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	223,400円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	320,100円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	630,100円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,114,700円
		50,000平方メートル以上のもの	2,048,600円

に改め、別表第6の5

」

の項第2号の表2の項中

その他のもの	200平方メートル未満のもの	20,200円	を
	200平方メートル以上のもの	22,500円	

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	10,700円	に改め、同表3の項中
		200平方メートル以上のもの	11,400円	
	その他のもの	200平方メートル未満のもの	20,200円	
		200平方メートル以上のもの	22,500円	

その他のもの	300平方メートル未満のもの	40,000円	を
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円	
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	112,300円	
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	160,800円	
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	315,800円	
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	558,400円	
	50,000平方メートル以上のもの	1,025,900円	

「

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	19,400円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	33,100円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	59,400円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	89,600円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	164,000円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	277,300円
		50,000平方メートル以上のもの	486,000円
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	40,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	112,300円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	160,800円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	315,800円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	558,400円
		50,000平方メートル以上のもの	1,025,900円

に改め、別表第6の9

」

の項の表2の項中

「

その他のもの	200平方メートル未満のもの	20,200円
	200平方メートル以上のもの	22,500円

を

」

「

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	10,700円
		200平方メートル以上のもの	11,400円
	その他のもの	200平方メートル未満のもの	20,200円
		200平方メートル以上のもの	22,500円

に改め、同表3の項中

」

その他のもの	300平方メートル未満のもの	40,000円	を
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円	
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	112,300円	
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	160,800円	
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	315,800円	
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	558,400円	
	50,000平方メートル以上のもの	1,025,900円	

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	19,400円	に改める。
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	33,100円	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	59,400円	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	89,600円	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	164,000円	
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	277,300円	
		50,000平方メートル以上のもの	486,000円	
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	40,000円	
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	112,300円	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	160,800円	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	315,800円	
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	558,400円	
		50,000平方メートル以上のもの	1,025,900円	

(枚方市建築基準法関係事務条例の一部改正)

第2条 枚方市建築基準法関係事務条例（平成12年枚方市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中56の項を59の項とし、23の項から55の項までを3項ずつ繰り下げ、22の項を24の項とし、同項の次に次のように加える。

25	法第58条第2項の規定に基づく許可の申請に対する審査	160,000円
----	----------------------------	----------

別表21の項を同表23の項とし、同表20の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同項を同表22の項とし、同表19の項を同表20の項とし、同項の次に次のように加える。

21	法第55条第3項の規定に基づく許可の申請に対する審査	160,000円
----	----------------------------	----------

別表中18の項を19の項とし、14の項から17の項までを1項ずつ繰り下げ、13の項の次に次のように加える。

14	法第52条第6項第3号の規定に基づく認定の申請に対する審査	27,000円
----	-------------------------------	---------

別表備考中「35の項」を「38の項」に、「42の項」を「45の項」に改め、同備考ただし書中「39の項」を「42の項」に、「41の項」を「44の項」に改める。

附 則 [令和5年3月7日公布]

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。